乗合バス運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和3年12月)

12月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局　自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事業者所在地	営業所名	営業所所在地	処分年月日	処分の内容	主な違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	累積点数
1	北海道北見バス株式会社（法人番号１４６０３０１０００９１６）代表者福村泰司	北海道北見市南町１丁目５番地４号	美幌営業所	北海道網走郡美幌町字美芳２２番地２号	R3.12.02	文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第３８条第１項	令和３年１１月１６日、その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。２件の違反が認められた。（１）運転者に対する指導監督義務違反（旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」）第３８条第１項）、（２）運転者に対する指導監督の記録義務違反（運輸規則第３８条第１項）	０	０
	以下余白									